

北海道告示第10450号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和7年3月17日

(保健福祉部所管分 その34)

北海道知事 鈴木 直 道

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 搬送困難事例受入医療機関支援事業費交付金 長時間搬送先が決まらない救急患者を必ず受け入れる医療機関を確保することにより、救急搬送困難事例の解消を図り、地域における円滑な救急搬送受入体制を構築するため、予算の範囲内で補助する。	地方公共団体または地方公共団体の長の要請を受けた医療機関の開設者が整備、運営する第二次救急医療機関（精神科単科医療機関を除く。）で長時間搬送先が決まらない救急患者を受け入れる医療機関であって、消防法第35条の5第2項第6号に規定された傷病者の受け入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準により、明確に位置付けられた第二次救急医療機関	搬送困難事例受入医療機関支援事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、旅費、備品費（医療機器等）、消耗品費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費、自動車維持費、燃料費、空床確保経費（1日当たり入院患者収益×事業日数×空床数）	3分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式（申請者が市町村の場合は除く。） 保福第492号様式 保福第493号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第494号様式 保福第495号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		